

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
障害を理由とする差別の解消の推進に関する

きょうたんばちょうしょくいんたいおうようりょう
京丹波町職員対応要領

れいわ ねん がつ
令和2年12月

きょうたんばちょう
京丹波町

目次

はじめに	1
第1章 趣旨	2
1 目的	
2 位置づけ	
第2章 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供	3
1 法が対象とする障害者	
2 不当な差別的取扱いの禁止	
(1) 基本的な考え方	
(2) 正当な理由の判断の視点	
第3章 合理的配慮の提供	4
1 基本的な考え方	
2 求められる合理的な配慮の具体例（代替措置・事前措置を含む）	5
第4章 相談体制	8
第5章 理解の促進のための研修・啓発	8
資料編	
1 『障害別の主な特性と配慮の例』	9
2 障害者理解のためのマーク	14

はじめに

【背景】

近年、障害のある人の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進む中、平成18年12月に、国際連合において障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）が採択され、我が国は翌年9月、権利条約に署名しています。平成23年には、この権利条約の考え方を踏まえて「障害者基本法」を改訂し、平成25年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）を公布・一部施行するなど様々な国内法の整備を進め、平成26年に権利条約を批准しています。

【障害者差別解消法関係の経緯】

平成18年2月13日	国連総会において権利条約を採択
平成23年8月5日	障害者基本法改正（障害者差別禁止の基本原則を規定）
平成25年6月26日	障害者差別解消法公布・一部施行
平成26年1月20日	権利条約批准
平成28年4月1日	障害者差別解消法施行

【法における地方自治体の義務】

障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行され、法第7条において、行政機関等に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁（注1）の除去について合理的配慮（注2）を提供することを義務づけています。

また、法第10条においては、地方公共団体等の職員が法第7条に規定する事項に関して、適切に対応するために必要な要領（職員対応要領）を定めるよう努めるものとしています。

【京丹波町の取り組み】

京丹波町では、平成30年3月に策定した「第3期京丹波町障害者福祉計画」において「みとめあい、ささえあい、自分らしく生きるまち京丹波町」を基本理念に定め障害のある人もない人も安心して暮らしていただけるよう、社会参加や生きがいをづくりにつながる施策を積極的に推進し、助け合いと活力ある「健康の里づくり」の実現に向けて取り組んでいます。

また、地方自治体において、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務とされている法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けての取り組みを積極的に推進していくため、職員対応要領を策定します。

第1章 趣旨

1 目的

この要領は、法に基づき、京丹波町職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとします。

2 位置づけ

この対応要領は、職員が職務を遂行するにあたり、法の趣旨を理解し、障害のある人に対して、障害や社会的障壁を理由として障害のある人の権利を侵害することがないように、業務上の対応に関する指針とするものです。

注1 【社会的障壁】とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

○事物（通行や利用しにくい施設・設備や音声案内・点字・手話通訳の欠如など）

○制度（利用しにくい制度など）

○慣行（障害のある人の存在を考慮しない習慣や文化など）

○観念（障害のある人に対する偏見、誤解、差別的な意識など）

注2 【合理的配慮】とは障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたとき（※）負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

※言語（手話を含む。）点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。

第2章 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

職員は、その事務又は事業を行うに当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえて、障害を理由とした不当な差別的取扱いにより、障害のある人の権利利益を侵害することのないようにするとともに、社会的障壁の除去について合理的配慮を適切に行うものとします。

1 法が対象とする障害者

法及びこの対応要領の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他、心身機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（障害者基本法第2条第1号と同義）です。（法第2条第1号）

【留意事項】

- 対象とする障害のある人は、障害者手帳の所持者に限りません。
- 女性で障害のある人は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人で障害のある人とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。

2 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 基本的な考え方

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供にあたって場所や時間帯などを制限したり、障害のない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利を侵害することを禁止しています。

【補足】

障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要となる次のような特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。

- 障害のない人と比べて優遇する取扱い
- 合理的配慮の提供による障害のない人と異なる取扱い
- 合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害の状況等を確認すること。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害のある人に対して、客観的に見て正当な目的の下

に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由があると判断した場合には、障害のある人にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望まれます。

正当な理由に相当するか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害のある人、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び町の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

不当な差別的取扱いの具体例（具体例はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。）

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供を拒む。
- 障害を理由に説明会、講演会等への出席を拒む。
- 事務又は事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 障害のある人を無視して、介助者や付き添い者のみに話しかける。

第3章 合理的配慮の提供

1 基本的な考え方

事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（注3）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的配慮を行う必要があります。

合理的配慮は、障害のある人が受ける生活のしづらさ、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対とすることによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。

注3 「意思の表明」とは、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられることをいいます。（障害のある人の家族、支援者・介助者、法的代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）

【留意事項】

- 事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られます。
- 障害のない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものです。
- 事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないようにする必要があります。
- 障害の特性や具体的な場面・状況に応じて異なり、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものです。(資料編に【障害別の主な特性と配慮の例】(P.9～P.13)を掲載しているので留意すること。)
- 提供する合理的配慮の内容については、相手方と代替措置も含め十分なコミュニケーションを図り、合理的配慮の提供義務が果たせるようにすることが必要です。
- 「過重な負担」の判断の視点
過重な負担については、個別の事案ごとに、次の視点を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。
 - ・事務・事業への影響の程度(事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
 - ・実現可能の程度(物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約)
 - ・費用・負担の程度

2 求められる合理的配慮の具体例(代替措置・事前措置を含む。)

※記載している具体例については、過重な負担が存在していないことを前提としており、これらはあくまで例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではありません。

【案内(入口・受付)・誘導】

- ・困っていると思われる人を見かけたとき「お手伝いをしましょうか」等と積極的に声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する。
- ・高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- ・目的の場所までの案内の際に、障害のある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右の距離の位置取りについて、障害のある人の希望を聞いたりする。

【相談・説明・窓口対応】

- ・障害のある人から申し出があった場合、筆談、読み上げなどゆっくり丁寧に説明し内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達する。
- ・筆談のためのメモ用紙を用意する。
- ・不随意運動等により書類等を抑えることが難しい障害のある人に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ・意思疎通が不得意な障害のある人に対し、絵カード等活用して意思を確認する。
- ・疲労を感じやすい障害のある人から別室での休憩の申し出があり、別室の確保が困難である場合、障害のある人に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- ・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、障害のある人に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- ・立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の人の理解を得た上で、この障害のある人の順番が来るまで別室や席を用意する。

【文章等の作成・送付】

- ・電子メール、ウェブページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供及び利用受付を行う。
- ・聴覚障害のある人が問合せできるよう、電話番号に加えてファックス番号やEメールアドレスを記載する。
- ・視覚障害のある人への文章等の作成に際しては、拡大文字、点字、音声データの提供や見分けやすい配色等、対象となる方の状況を踏まえ、様々な手段による情報提供をおこなう。
- ・知的障害のある人に文章を送付する場合、分かりやすいように漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく工夫する。

【会議】

- ・出席者報告を受ける様式に、障害により一定の配慮が必要な場合に連絡する記載欄を設ける。
- ・会議の進行に当り、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなどの配慮を行う。
- ・会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
- ・庁舎の敷地内の駐車場等において、障害のある人の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- ・聴覚障害のある人がスクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

【講演会等のイベント開催】

- ・不特定多数の人を対象とするイベント等では、事前広報を通じて手話通訳や要約筆記・磁器ループ等を申し込む機会を設けることが望ましい。
- ・スロープ、エレベーターや障害者用トイレがある会場で開催する。
- ・車いす使用者駐車場区画が入り口近くにある会場で開催する。

【庁舎管理】

- ・施設整備に係る合理的配慮について、即時の対応が困難な場合は、今後の改修工事の際に配慮するなど、検討していく。
- ・入口からの動線に配慮し、通路等に障害物を置かない。
- ・車いす利用者が利用しやすい受付カウンター等や通行に支障のないスペースを確保する。

【緊急時の対応】

- ・災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある人に対し、手書きのボード等を用いて分かりやすく案内し誘導を図る。

第4章 相談体制

職員による障害を理由とする不当な差別的取扱いに関する障害者等からの相談等の対応は、その事務・事業を所管する課等（以下「所管課等」）にて行うこととします。

なお、所管課等において対応が困難な場合は、当該障害のある人の了解のもと、障害福祉担当へ連絡し必要な対応を行い、また、所管課等で対応した相談等は、障害福祉担当へ報告し、プライバシーに配慮しつつ関係課で情報共有を図るものとします。

第5章 理解の促進のための研修・啓発

職員一人ひとりが障害のある人に対して適切に対応し、また、障害のある人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するためには、法の趣旨、社会的障壁の除去の必要性、障害やその状態に応じた配慮等に関する理解を深めることが必要です。

職員に対して、障害を理由とする差別の解消のために障害の特性理解や、障害のある人への適切な対応等を目的とした研修や啓発を行うこととします。

職員は人権に関する各種職員研修を受講するとともに、障害の理解に資する講演会等に積極的に参加するよう努めるものとします。

資料編

1 『障害別の主な特性と配慮の例』

○視覚障害のある人

視覚障害のある人の中には、全く見えない人と見えづらい人がいます。見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い、特定の色が分かりにくいなどの症状があります。

1、主な特性

- ・視力をほとんど活用できない人の場合、音声・触覚・嗅覚などを手がかりに周囲の状況を把握しています。
- ・視力障害、視野障害の状況によって、明るさの変化への対応が困難なため、移動などに困難さを生じる場合が多くなります。

2、配慮の例

- ・声をかけるときは、前から近づき「こんにちは。〇〇です。」と自ら名乗りましょう。声をかけられても、誰からの声かけかわからないと、返事に困ってしまいます。
- ・「それ」「これ」「こっち」などの指示語を使わず「30センチ右」「あなたの正面」などと具体的に説明をしましょう。

○聴覚・言語障害のある人

聴覚障害のある人の中には、全く聞こえない人と聞こえにくい人がいます。また、事故や病気で聞こえなくなった中途失聴の人がいます。

言語障害は大きく二つに分けられます。一つは失語症や言語発達障害など、言葉を理解することや適切な表現が困難な言語機能の障害と、もう一つは口腔器官の障害や吃音など、聞き取りの能力や理解力には支障がなく、発音や発声だけがうまくできない音声機能障害があります。

1、主な特性

- ・外見からはわかりにくい障害であり、その人が抱えている困難も他の人からは気づかれにくい側面があります。

・コミュニケーション方法には手話、筆談、口話など様々な方法がありますが、聴覚障害のある人の多くは、話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせるなど使い分けています。

・国語力は様々であるため、筆談の場合は、相手の状況に合わせる必要があります。

2、配慮の例

・会話の方法が適切でないと、話を伝えることができない場合がありますので、会話方法(例：筆談、手話、口話など)を確認しましょう。

・音声や音が伝わりにくいのでパソコン、メール、メモ帳など視覚を通じた伝達方法を考えましょう。

・言語障害のある人への対応は、一つひとつの言葉を聞くことが大切です。わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

○肢体不自由のある人

肢体不自由とは、四肢(上肢(※)・下肢(※))体幹(※)が病気やけがで損なわれ、長期にわたり歩行などの日常生活動作に困難が伴う状態をいいます。原因としては、先天性のもの、事故による手足の損傷、あるいは脳や脊髄などの神経の損傷によるもの、関節などの変形からなるものなどがあります。

障害の状態や程度によって、姿勢を保つ、歩く、座るなどの動作、文字を書くことや小さいものを仕分けする作業が難しいことがあります。

また、移動においては、杖や装具などを使用して歩行する人や、車椅子を使用する人がいます。

※上肢・・肩から腕、手までの部分のこと

※下肢・・股から足までの部分のこと

※体幹・・体の頭部と四肢を除く胴体部分のこと

1、主な特性

・車椅子を使用している人にとっては、段差や坂道が移動の大きな妨げになります。

・下肢や体幹に障害のある人は、体のバランスをとることが難しいため、転倒したりふらついたりしてしまうことがあります。

・高次脳機能障害の場合、すぐに忘れてしまう記憶障害、集中力が続かず、ぼんやりしてしまう注意障害、ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすい社会的行動などが現れる場合があります。

2、配慮の例

・窓口に車椅子で来庁された場合、車椅子が入れるスペースの確保をするなどの配慮をしましょう。

・滑りやすい床などは転倒しやすく、雨天時には特に配慮が必要です。

○内部障害のある人

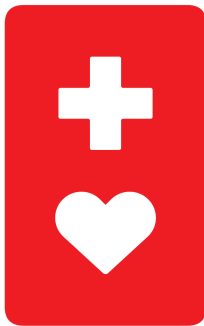
内部障害とは、内臓機能の障害であり、心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害があります。

1、主な特性

- ・外見からわかりにくく、周りから理解されにくいいため、電車やバスの優先席に座りにくいなど、心理的ストレスを受けやすい状況にあります。
- ・疲れやすく、長時間の立位や作業が困難な場合があります。
- ・常に医療的対応を必要とすることが多い障害です。

2、配慮の例

・障害の種類や程度は様々です。外見からはわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる人がいることを理解しましょう。（※ヘルプマークを付けておられる人もいます。）



【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

○知的障害のある人

知的障害のある人は、知的機能の障害が発達時期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする人です。

年齢に比べて社会に十分に適応できない状態であるため、人にもものを尋ねたり、自分の気持ちを伝えることが難しい人や、一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人もいます。障害の程度により、必要な援助の度合いにも差があります。重度の場合、常に同伴者（家族、支援者など）と行動する人もいますが、軽度の場合には一般企業で働いている人も多数います。

1、主な特性

- ・「**考**えたり、**理**解したり、**読**んだり、**書**いたり、**計**算したり、**話**したり」する等の知的な機能に**発**達の遅れが生じます。
- ・**金**銭管理、**会**話、**買**い物、**家**事などの**社**会生活への**適**応の**状**態に応じた**援**助が必要となる場合があります。

2、配慮の例

- ・**短**い**文**章で「**ゆ**っくり」「**丁**寧に」「**繰**り返し」**説**明し、**内**容が**理**解されたことを**確**認しながら**応**対しましょう。
- ・「**赤**信号でも**渡**る」「**車**が**来**ても**避**け**な**い」「**遮**断機が**下**りても**線**路に入る」など**危**険が**わ**からない、**助**けを**求**めることができない場合があります。そのような時は、**やさ**しく**声**をかけ**危**険であることを知らせましょう。

○発達障害のある人

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥・多動性障害 (ADHD) 等、脳機能の障害です。自閉症には知的障害を伴う場合と伴わない場合があります。

1、主な特性

- ・**外**見からは**わ**かりにくい**障**害です。
- ・**相**手の**表**情・**態**度やその場の**雰**囲気を読み取ることが**苦**手な人がいます。
- ・**年**齢相応の**社**会への**対**応能力の**発**達が**充**分でない人がいます。
- ・**関**心のあることばかり**一**方的に**話**す人がいます。

2、配慮の例

- ・**わ**かりやすく**見**通しを示すことで、**や**ることが**理**解できたり、**初**めてのことに**取**り組むときの**不**安が少なくなったりします。
- ・**障**害があるため**困**難なことを「**な**ぜできないのか」「**怠**けているのではないかと**見**られることは**つ**らいことです。
「**ど**うすればできるのか」「**ど**うすれば**補**えるのか」という**視**点で**考**えて**具**体的な**工**夫を**し**ましょう。

○精神障害のある人

統合失調症、気分障害、アルコール依存症などの様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを生じています。適切な治療、服薬により症状をコントロールできれば地域の中で安定した生活を送ることが出来ます。

1、主な特性

- ・ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人がいます。
- ・外見からはわかりにくく、障害について理解されずに孤立している人がいます。
- ・精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている人がいます。
- ・周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう人がいます。
- ・気が動転して声の大きさの調整が適切に出来ない場合があります。
- ・認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す人がいます。

2、配慮の例

- ・相手の話のペースを無視して、一気に話をする、不安を感じたり、混乱をしてしまうことがあります。また、長い説明や曖昧な説明をすると、聞き落すことや間違っして解釈をすることがあります。説明や助言は、具体的かつ簡潔に、また、ゆっくり丁寧に言うようにしましょう。
- ・職場でも、本人のペースに合わせた働き方ができるように工夫しましょう。

2 障害者理解のためのマーク

【ヘルプマーク】



ぎそく じんこうかんせつ しょう ひと ないぶしょうがい なんびょう
義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の
ひと にんしんしよき ひと えんじょ はいりよ ひつよう
人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としているこ
とが外見からわからない人が、周囲の人に配慮を必要と
していることを知らせることで援助を得やすくするマ
ークです。(保健福祉課、各地域保健福祉係にて配布)
※このマークを身に付けている人を見かけた場合は、
でんしゃ ない せき ゆず おも かいどう ねが
電車・バス内で席を譲るなど思いやりのある行動をお願
いします。

【障害者のための国際 シンボルマーク】



しょうがい ひと りよう たてもん こうきょうこうつう
障害のある人にとって、利用しやすい建物や公共交通
きかん であらわ せかいきょうつう くるま
機関であることを表す、世界共通マークです。車いす
りよう ひと しょうがい
利用の人だけでなく、障害のあるすべての人のためのマ
ークです。
※駐車場などでこのマークを見かけた場合は、障害者
のりよう へ はいりよ につい て、ご理解とご協力をお願いし
ます。

【盲人のための国際 シンボルマーク】



しかくしょうがいしゃ あんぜん しょうがい こうりよ たてもん
視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・
せつび きき につけられてい る、せかいきょうつう
設備・機器などにつけられている、世界共通マークです。
しんごうき こくさいてんじゆうびんぶつ しょせき しょう
信号機や国際点字郵便物、書籍などに使用されていま
す。
※このマークを見かけた場合は、視覚障害のある人の
りよう へ はいりよ につい て、ご理解とご協力をお願いしま
す。

【身体障害者マーク】



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている人が車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。
※危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【耳マーク】



聴覚障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある人への援助ができることを示すマークとしても使用されています。
※このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーション方法への配慮についてご協力をお願いします。

【聴覚障害者マーク】



聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。
※危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【ほじょ犬マーク】



身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。補助犬はペットではなく、体の不自由な人の体の一部となって働いています。
※お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる人を見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。

【オスメイトマーク】



じんこうこうもん じんこうぼうこう ぞうせつ ひと
人工肛門・人工膀胱を造設している人（オスメイト）の
ための設備せつびがあることを表あらわしています。オスメイト
たいおう 入りぐち あんないゆうどう ひょうじ
対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されてい
ます。

※このマークを見かけた場合には、そのトイレがオスメイトに配慮はいりよされたトイレであることについて、ご理解とご協力きょうりよくをお願いします。

【ハートプラスマーク】



しんたいないぶ しょうがい あらわ しんぞう
身体内部に障害があることを表すマークです。心臓や
じん臓などの内部障害ないぶしょうがいや内臓疾患ないぞうしっかんは外見からわかりに
くいため、視覚的に示すことで理解と協力りかい きょうりよくを広げるた
めにつくられたマークです。

※このマークを身に付けている人を見かけた場合には、内部障害への配慮はいりよについて、ご理解とご協力きょうりよくをお願いします。